

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	奥野 淳一
登録番号又は法人番号	09261406
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	ケイアイディ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市西区立売堀4丁目7番24号 五葉阿波座ビル402号室
処分年月日	令和4年6月20日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、行政書士法施行規則第7条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者Aから経営事項審査及び入札参加資格申請の業務を受託し、報酬等として金98,700円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者Aとの連絡を絶った。</p> <p>被処分者は、依頼者B及び依頼者Bの関連会社から経営事項審査及び決算変更届の業務を受託し、それぞれの会社から報酬着手金等として金54,400円と金52,900円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者Bとの連絡を絶った。また、依頼者Bからの業務進捗状況に関する問い合わせにつき虚偽の報告を行った。</p> <p>被処分者は、依頼者Cから建設業許可申請（更新）等の業務を受託し、報酬着手金等として金126,200円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者Cの建設業許可を失効させた。また、被処分者は依頼者Cからの業務進捗状況の問い合わせに応答することなく放置した。</p> <p>業務を受託して報酬等を受領しながら業務不履行を繰り返す被処分者の行為は、行政書士法第10条及び行政書士法施行規則第7条に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第7条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p>